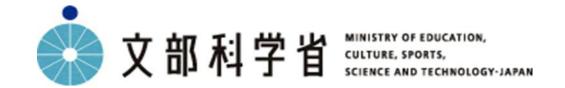
初等中等教育段階から 大学等への移行(進学)について

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課



特別支援教育について

- 障害のある子供については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、 自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な 指導及び必要な支援を行う必要がある。
- このため、障害の状態等に応じ、<u>特別支援学校(※1)</u>や小・中学校の<u>特別支援学級(※2)</u>、 <u>通級による指導(※3)</u>等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の 下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備 などを活用した指導や支援が行われている。
- 特別支援教育は、<u>発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要と</u> する子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

(※1)特別支援学校

- ・ 障害の程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校。公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の標準は6人 (重複障害の場合3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱を含む)。
 - ⇒平成19年4月から、児童生徒等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換。

(※2)特別支援学級

 障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を標準(公立))。知的障害、 肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

(※3)通級による指導

・ 小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業(主として各教科などの指導)を通常の学級で行いながら、一部の授業について障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。対象とする障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成29年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 989万人

特 別 支 援 学 校

> 知的障害 病弱•身体虚弱 視覚障害 聴覚障害 肢体不自由

H19年比で1.2倍 (約7万2千人)

H19年比で2.1倍

(約23万6千人

小学校•中学校

特別支援学級

肢体不自由 白閉症•情緒障害 視覚障害

聴覚障害 病弱•身体虚弱

知的障害 言語障害

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者:約1万8千人)

4.2%

(約41万7千人)



通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不白由 白閉症

聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(ID)

言語障害 情緒障害

(約10万9千人)

H19年比で2.4倍

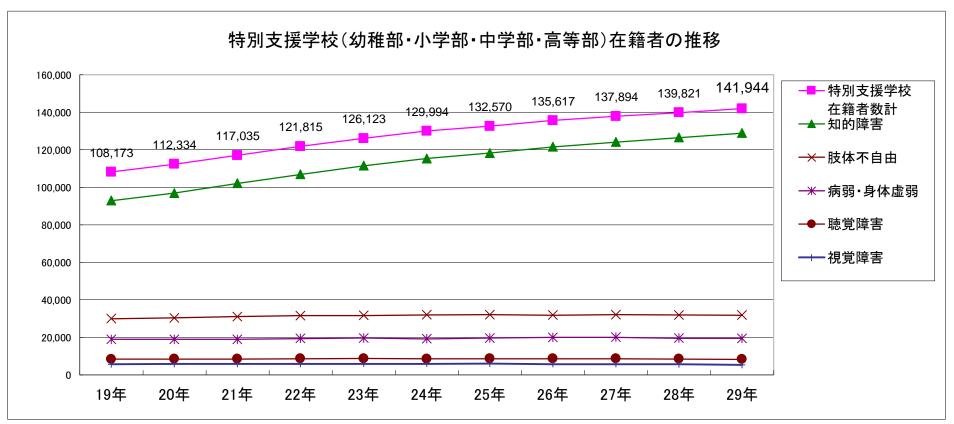
注意欠陥多動性障害(ADHD)

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒:6.5%程度※の在籍率

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された 回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者:約2,000人(うち通級:約250人))

特別支援教育の現状 ~特別支援学校の現状(平成29年5月1日現在)~



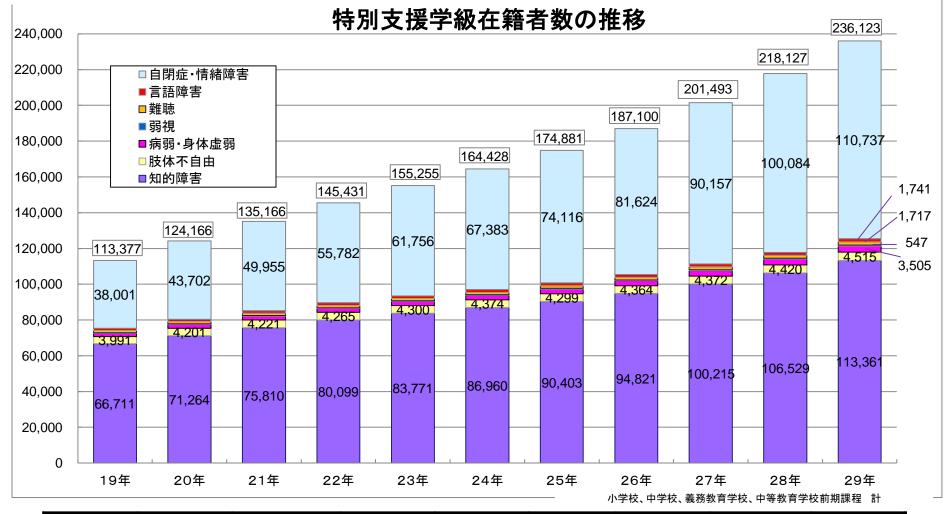
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱•身体虚弱	計
学校数	82	116	776	350	149	1,135
在籍者数	5,317	8,269	128,912	31,813	19,435	141,944

※注:在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、 在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度 へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の 数値の合計は計と一致しない。

※注:学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援教育の現状 ~特別支援学級の現状(平成29年5月1日現在)~

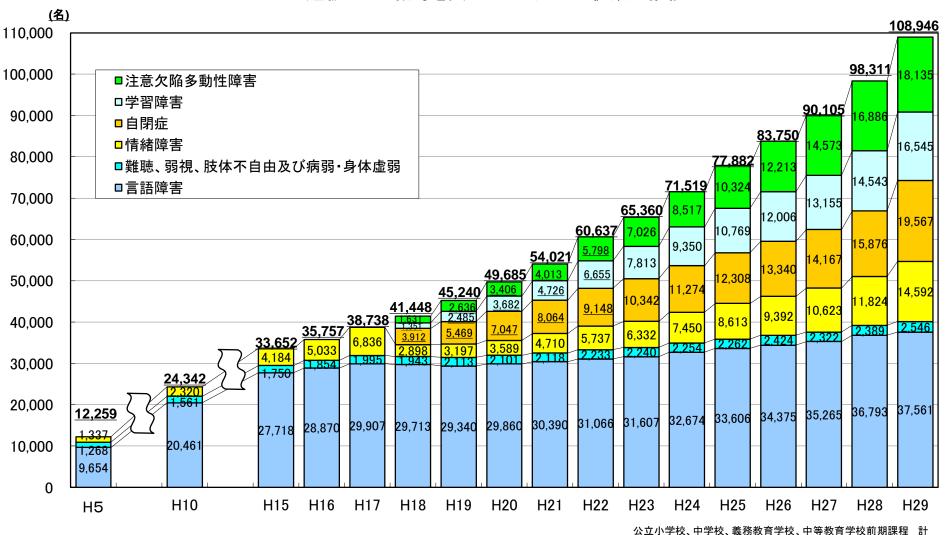
特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校等に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、 知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。



	知的障害	肢体不自由	病弱• 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症• 情緒障害	計
学 級 数	27,128	3,040	2,112	477	1,126	667	25,795	60,345
在籍者数	113,361	4,515	3,505	547	1,717	1,741	110,737	236,123

特別支援教育の現状 ~通級による指導の現状(平成29年5月1日現在)~

通級による指導を受けている児童生徒数の推移



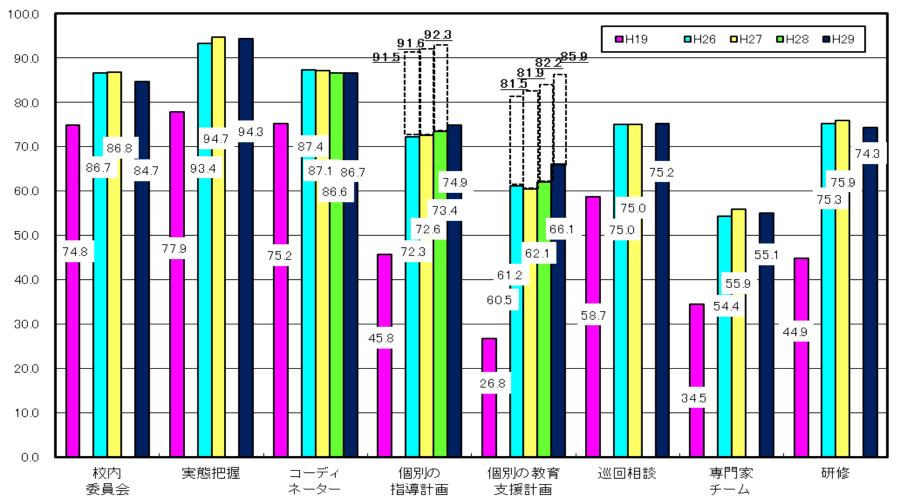
※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定 (併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

(参考) 学校における支援体制の整備状況・課題

幼保連携型認定こども園、幼稚園、小中学校、高等学校の状況

●全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

(%) 国公私立別計・項目別実施率ー全国集計グラフ(平成19~29年度)

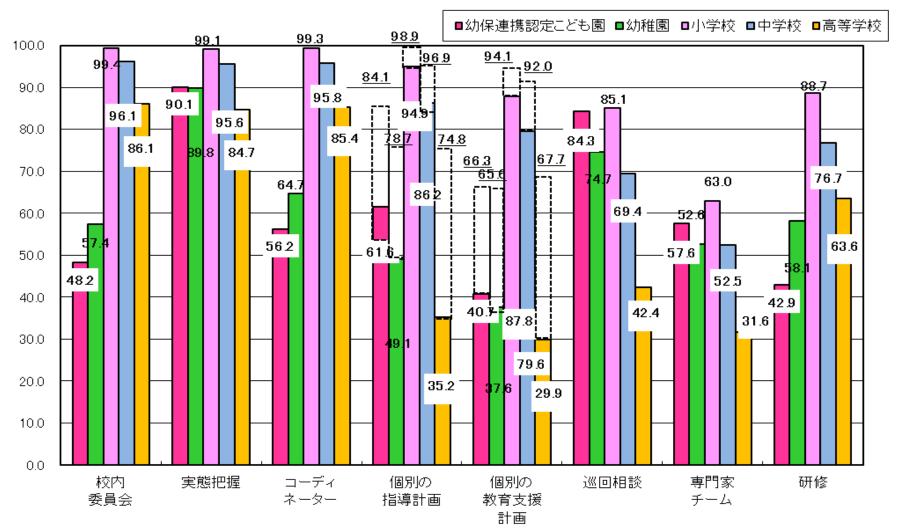


[※]下線のある数値(点線上部又は横に明示)は、作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

^{※「}コーディネーター」「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」以外の項目は、平成28年度以降、隔年度の調査とした。

(参考) 学校における支援体制の整備状況・課題

●小・中学校に比べ、<u>幼稚園・高等学校の体制整備は依然として課題</u>である。 国公私立計・学校種別・項目別実施率-全国集計グラフ(平成29年度)



[※]下線のある数値(点線上部又は横に明示)は、個別の指導計画または教育支援計画の作成を必要とする、児童生徒を有する学校のみを対象とした場合の作成状況(率)を示す。

近年の特別支援教育に関する動向(1) 国連総会において障害者権利条約を採択

改正障害者基本法施行 (障害者権利条約対応)

・障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者

の権利を実現するための措置等を規定 平成18年12月 ◆障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定を含む)の禁止 ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進 (教育分野) インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供 など

(教育分野)

平成19年4月

平成23年8月

平成24年7月

平成25年9月 平成26年1月

平成28年6月

平成27年11月

障害者差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の策定 障害者差別解消法施行(平成25年6月制定) 平成28年4月

差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務 など 改正児童福祉法施行(即日施行) ・児童福祉法第56条の6第2項を新設 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進

内容及び方法の改善及び充実

• 教職員の専門性向上 など

障害者権利条約批准

特別支援教育の本格的実施(平成18年3月 学校教育法等改正) 「特殊教育」から「特別支援教育」へ ・盲・聾・養護学校から特別支援学校 • 特別支援学校のセンター的機能 ・ 小中学校等における特別支援教育 など

+分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の 本人・保護者の意向を可能な限り尊重・交流及び共同学習の積極的推進 など 『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進』 (中央教育審議会初等中等教育分科会報告) • 就学相談・就学先決定の在り方 ・ 合理的配慮、基礎的環境整備

• 多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進 就学制度改正(平成25年8月 学校教育法施行令改正)

「認定就学」制度の廃止、総合的判断(本人・保護者の意向を可能な限り尊重) ・柔軟な転学 など

-8-

近年の特別支援教育に関する動向②

改正発達障害者支援法施行(平成28年6月公布)

- 可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な 教育的支援実施
- 個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進 など

総務省「発達管書者支援に関する行政評価・監視」調査結果・勧告※及び文部科学省の対応方針 策定

- ・ 発達障害の早期発見及び適切な支援と情報の引継ぎ
 - ※「総務省設置法」に基づき実施される行政機関の業務の実施状況の評価及び監視

新特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領 公示

- ・障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連 続性を重視
- ・障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実 など

<u>通級による指導に係る教員定数の基礎定数化</u>(平成29年3月 義務標準法※改正)

・平成29年度より10年かけて小・中学校の通級による指導に係る教員の加配定数分を基礎定数化 ※公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

「心のバリアフリー学習推進会議」提言 取りまとめ

- ・学校における交流及び共同学習の推進方策
 - ◆心のバリアフリーに関する事業の充実・全国への取組普及 <!--

第四次障害者基本計画 閣議決定

- ・障害者基本法に基づき策定される障害者施策の最も基本的な計画(平成30年度~34年度) (教育分野)
- ・誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備
- ・障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実

平成30年4月 高等学校等における通級による指導の制度化(平成28年12月学校教育法施行規則等改正)

「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」中間まとめ

平成30年6月

平成28年8月

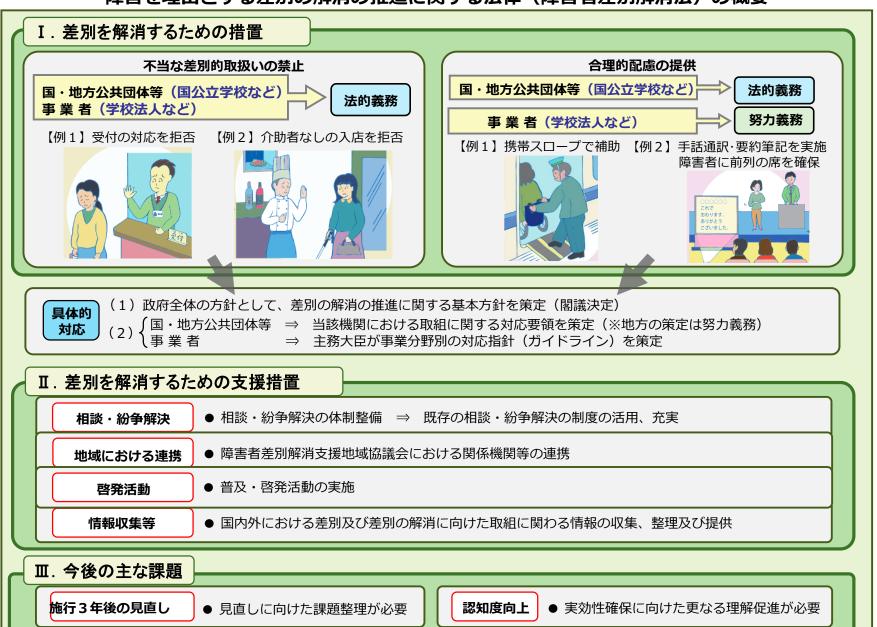
平成29年1月

平成29年4月

平成30年2月

平成30年3月

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の概要



※内閣府作成資料 施行日: 平成28年4月1日

-10-

文部科学省所管事業分野の対応指針の概要(平成27年11月9日告示)

〈第1趣旨〉

「基本方針」に即して、<u>文部科学省が所管する分野における事業者(私立の学校、社会教育施設、文</u>化・スポーツ施設等)が適切に対応するために必要な事項を定めるもの。

<第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方>

(1) 不当な差別的取扱い

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は 提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどによ り、権利利益を侵害すること。

【不当な差別的取扱いに当たり得る具体例】

○学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと

【不当な差別的取扱いに当たらない具体例】

○障害のある幼児、児童及び生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること

(2) 合理的配慮

障害者から<u>現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明</u>があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

※介助者や支援員等の人的支援に関しては、障害者本人と介助者等の人間関係や信頼関係の構築・維持が重要であるため、これらの関係も考慮した支援のための環境整備にも留意することが望ましい。また、支援機器の活用により、障害者と関係事業者双方の負担が軽減されることも多くあることから、支援機器の適切な活用についても配慮することが望ましい。

【合理的配慮に当たり得る配慮の具体例】

- ○聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること
- ○子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること
- ○読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること
- ○入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること

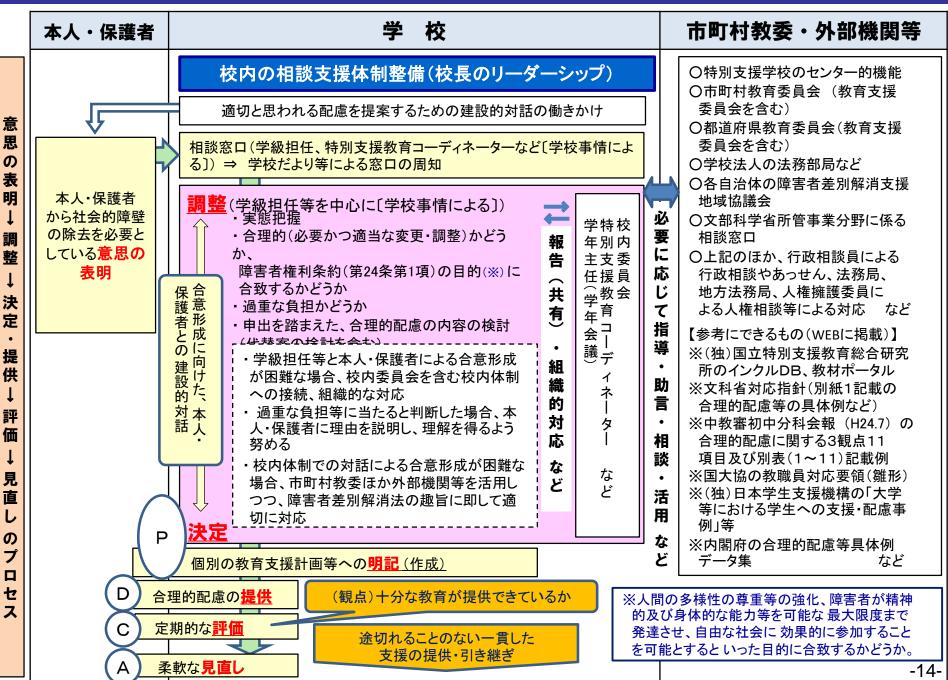
<第3・4 関係事業者における相談体制の整備及び研修・啓発>

- 既存の一般の利用者等からの相談窓口等の活用や窓口の開設により相談窓口を整備することが重要。
- ホームページ等を活用し周知することや、相談時の配慮として、電話、ファックス、電子メール、筆談、読み上げ、手話など、<u>多様なコミュニケーション手段や情報提供手段を用意</u>して対応することが望ましい。
- 障害者等の相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及・障害に関する理解の促進を図ることが重要。
- 学校教育分野においては、<u>教職員の理解の在り方や指導の姿勢が幼児、児童、生徒及び学生に大きく影響することに十分留意し</u>、児童生徒等の発達段階に応じた<u>支援方法</u>、外部からは<u>気付きにくいこともある</u> <u>難病等をはじめとした病弱(身体虚弱を含む。)、発達障害、高次脳機能障害等の理解</u>、児童生徒等 の間で<u>不当な差別的取扱いが行われている場合の適切な対応方法</u>等も含め、研修・啓発を行うことが望ましい。

<別紙2 分野別の留意点>

- 特に学校教育分野は、既に権利条約等への対応のための取組が進められており、既存の有識者会議等 による報告書に示された合理的配慮の考え方を踏まえて対応する。
- <u>相談体制の整備</u>においては、<u>校長・学長がリーダーシップを発揮するとともに、学校と本人のみでは合意が</u> 困難な場合は、設置者である学校法人が適切に対応する。
- スポーツ分野・文化芸術分野について、スポーツ基本法・文化芸術振興基本法等に基づき、障害の有無 にかかわらず誰もがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、適切に対応することが重要。

各学校における合理的配慮の提供のプロセス(対応指針等を基にした参考例)



インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)の本格稼働(平成26年7月) (独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」(インクルDB)の内容(URL:http://inclusive.nise.go.jp/)

〇インクルーシブ教育システム構築を理解するための コンテンツ

インクルーシブ教育システムに関連する法令・施策や関係用語の解説などの基礎的情報やQ&Aの掲載などのコンテンツを整備することで、特別支援教育の関係者に向けた理解啓発や具体的な教育的支援に関する取組に資する情報を提供することを目的としています。

1. インクルーシブ教育システムについての基礎的情報

- (1) 障害者の権利に関する条約への対応(これまでの経緯)
- (2)関連法令・施策
- (3)関係用語の解説

2. インクルーシブ教育システム構築に関するQ&A

- (1)基本的な考え方
- (2) 学校・地方公共団体向け
- (3) 保護者向け

3. その他

- (1) 障害のある子供の就学に関する手続
- (2) 早期からの教育相談・支援体制構築事業 成果報告書(概要)
- (3) インクルーシブ教育システム構築に関する研究成果
- (4) 障害のある子供の教材・支援機器等に関する情報
- (5) 諸外国における障害のある子供の教育に関する情報
- (6) 文部科学省による実施事業の情報

4. 「合理的配慮」実践事例データベース

各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の 実践事例の収集等を行うモデル事業(実施主体:文 部科学省)等で得られた事例について、データベー ス化を行い、提供しています。

DBの活用場面

入学、進学、転学・ 転籍、実際の学習 場面 など





〇フリーワードによる全文検索から出力

例: 通常の学級 補聴器 騒音

〇検索項目から出力

- Ⅰ. 対象児童生徒等の障害種
- Ⅱ. 対象児童生徒等の障害の程度
- Ⅲ. 対象児童生徒等の在籍状況等
- Ⅳ. 対象児童生徒等の学年
- V. 基礎的環境整備の観点
- VI. 合理的配慮の観点
- Ⅵ. 検索キーワード(自由記述)

検索

実践事例

実践事例

実践事例



インクルーシブ教育システムについて(中教審初中分科会報告(H24.7)より)

【インクルーシブ教育システム】

- O 障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、
 - 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度 まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、 障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、

障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づく<u>インクルーシブ教育システムの</u>理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、<u>多様で柔軟な仕組みを整備することが必要</u>である。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、<u>できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべき</u>である。その場合には、それぞれの子どもが、<u>授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点</u>であり、そのための環境整備が必要である。
 -16-

インクルーシブ教育システム構築に向けた学校教育法施行令の一部改正(H25.8)

- ・ (一定程度の(※))障害のある児童生徒の就学先決定について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校への就学を可能としていたこれまでの仕組みを改め、新たに、 市町村教育委員会が、個々の障害の状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する 仕組みとし、その際、本人・保護者の意向を可能な限り尊重することとしたもの。
- ・上記の他、<u>障害の状態等の変化を踏まえた転学</u>、視覚障害者等による区域外就学、保護者 及び専門家からの**意見聴取の機会の拡大**等について規定を整備。

(※学校教育法施行令第22条の3より)

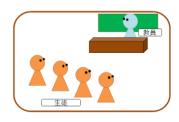
区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認知が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の 話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要と する程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく 困難なもの
肢体不自由 者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を 必要 とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療は又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度化

平成27年4月、学校教育法施行規則の改正等により、高等学校・特別支援学校高等部の遠隔教育を制度化。

- ① メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化 【全ての高等学校・特別支援学校高等部】 多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業(メディアを利用して行う授業)を、 授業の形態の一つとして、学校教育法施行規則に位置づけ
- ② オンデマンド型教育の特例の創設 【文部科学大臣の指定を受けた高等学校のみ】 文部科学大臣の指定を受けた高等学校において、療養中等のために通学し教育を受けることが困難な生徒に対し、特別な 教育課程の編成を可能とし、オンデマンド型(一方向・非同期型)の授業も実施できることとする特例制度を創設
- ③ 訪問教育における遠隔教育の導入 【特別支援学校高等部のみ】 療養中及び訪問教育の対象である生徒にする「通信により行う教育」の手法として、従来の添削指導及び面接指導に加え、 メディア授業(同時双方向型)及びオンデマンド型の授業を新たに追加

① メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化

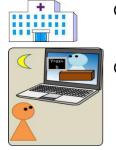


※全日制・定時制課程における 遠隔授業については、担当教 諭の指導の下で行う場合を除 き、原則認められていなかった



- ○74単位のうち、36単位を上限
- ※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う
- ※特別支援学校において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限
- ○配信側教員は、担当教科の免許保持者 かつ受信側高校に属する教員
- ※受信側は、原則として当該高校の教員 (担当教科外でも可)の立会いの下で実施

② オンデマンド型教育の特例の創設



- 通信の方法を用いた教育(オンデマンド型を含む)により、36単位を上限として単位認定を行うことが可能
- 対象は、疾病による療養又は障害の ため通学して教育を受けることが困難 な生徒のみ
- ※不登校生徒を対象とした既存の特例の 対象を拡大するもの
- ③ 訪問教育における遠隔教育の導入
- 修了要件のうち、1/2未満までを上限
- ※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による 授業を行う
- ○対象は、療養中及び訪問教育を受ける生徒のみ
- 〇同時双方向型、オンデマンド型ともに実施可能



※同時双方向型:学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式 -18※オンデマンド型:別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講をすることが可能な方式

発達障害者支援法の改正について

趣旨・概要

- ●発達障害者支援法が施行(平成17年)され、約10年経過。
- ●障害者をめぐる国内外の動向として、障害者権利条約の署名(平成19年)・批准(平成26年)、障害者基本法の改正(平成23年)等の実施。
- ●発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正。
- 平成28年6月3日公布、平成28年8月1日施行。

改正のポイント※下線部が追記及び新設

目的。基本理念(第1条)

- ◎ 個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるように発達障害の早期発見と発達支援を行い、切れ目ない支援を 行うことについて国及び地方公共団体の責務を明らかにする。
- 発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、<u>障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を</u> 尊重し合いながら共生する社会の実現に資する。

定義(第2条)

- ●発達障害者とは、発達障害がある者であって、発達障害及び社会的障壁により日常生活または社会生活に制限を受けるもの。
- ※社会的障壁…発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

教育 (第8条)

- ●本条の対象に含める十八歳以上の発達障害児に専修学校の高等課程に在学する者を追加。
- ○国及び地方公共団体はその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、
 - 可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、
 - 個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進、
 - その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じる。
- △大学及び高等専門学校は、個々の発達障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をする。

その他

- ■国及び地方公共団体は、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備。<第3条>
- ●発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な、相談、情報提供及び助言を行う。
- ●国及び地方公共団体は、個人情報の保護に配慮しつつ、関係機関が支援に資する情報の共有を促進するために必要な措置を講じる。 <第9条の2>
- 国及び都道府県は、就労定着のための支援に努める。 <第10条>
- ▲権利利益の擁護のために、差別の解消、いじめや虐待の防止、成年後見制度が適切に行われ広く利用されるようにする。<第12条の2>
- ▼都道府県は、支援体制の課題共有・連携緊密化・体制整備協議のため発達障害者支援地域協議会を置くことができる。<第19条の2>
- ▲個々の発達障害の特性に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、啓蒙活動を行う。<第21条>
- 事門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上を図るため、個々の発達障害者の特性に関する理解を深めるための研修を実施。〈第23条〉

総務省「発達障害者支援に関する行政評価・監視」調査結果・勧告の概要及び文部科学省の対応方針

1 総務省が行う行政評価・監視

総務省は、「総務省設置法」に基づき、行政機関の業務の実施状況の評価及び監視を行っている。

関係府省や地方公共団体等への調査を実施し、総務大臣から各府省庁の大臣に対して改善が必要な事項について勧告が行われる。

※勧告:法的拘束力はないが、ある行動を取るように勧め促すもの。

2 勧告の背景

- ◆発達障害を持つ児童生徒が乳幼児期から切れ目なく適切な支援が受けられるよう、国、都道府県及び市町村の責務や求められる取組を定めた発達障害者支援法が平成17年4月に施行。
- ◆発達障害者支援法施行後、発達障害に対する理解や支援の取組が進展したとの評価がある一方、乳幼児期から在学時、成人期までの各ライフステージを通じた継続的な支援に課題があるとの指摘あり。

3 主な勧告の概要及び文部科学省の対応方針 ※文科省に対し3件、厚労省に対し7件の勧告事項(計8件)

発達障害の早期発見及び適切な支援と情報の引継ぎの観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ①市町村教育委員会に対し、就学時健診時における発達障害の発見の重要性を改めて周知徹底するとともに、取組方法を示すこと。また、都道府県及び市町村の教育委員会に対し、幼稚園から高等学校までの発達段階における日々の行動観察に当たっての着眼点や項目を共通化した標準的なチェックリストを、活用方法と併せて示すこと。
- ②学校において、支援が必要な児童生徒に対して、個々の児童生徒の特性や状態を踏まえ、個別の教育支援計画及び個別の指導計画が着実に作成されるよう、計画作成対象とすべき児童生徒についての考え方を示すこと。
- ③保育所・幼稚園から大学・就労先までの各段階において、発達障害が疑われる児童生徒に対する必要な支援内容等が文書により適切に引き継がれるよう、都道府県及び市町村の教育委員会等に対し、具体例を挙げて周知すること。その際、支援計画等については、引継ぎまでの適切な保存・管理を求める。

<勧告を受けた対応方針>

- ①「就学時の健康診断マニュアル」の見直しを行い、改めて周知する。また、発達段階に応じた幼児児童生徒のつまずきに気付くためのチェックリストを作成し、活用方法と併せて周知する。
- ②学習指導要領を改訂し、障害に応じた特別の指導(通級による指導)を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒に対して計画を全員作成することとする。また、計画作成対象とすべき児童生徒の考え方を周知する。
- ③支援計画等の適切な引継ぎ、保存・管理について、周知徹底を図る。

発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果(勧告)に基づく対応について① (平成29年6月22日事務連絡)

1 発達障害児の早期発見の重要性について

〇発達障害等の早期発見・早期支援の重要性については、「発達障害のある児童生徒等への支援について」(平成17年4月1付け17文科初第211号)や「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成25年10月4日付け25文科初第756号)等において周知してきたとおりであるが、今回の行政評価・監視の結果においては、一部の教育委員会において、発達障害が疑われる児童を発見する取組を行っていない例があるとの指摘があったところである。

各教育委員会においては、乳幼児健診をはじめ、保健、医療、福祉等の部局と連携を図りながら、就学時健診 や日々の行動観察において発達障害の早期発見に十分に留意し、早期支援に努めること。

なお, 就学時健診における具体的な取組方法や, 日々の行動観察に当たっての着眼点や項目を共通化した資料を今後示す予定であること。

2 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成対象者について

〇幼稚園,小学校,中学校,義務教育学校,高等学校及び中等教育学校(以下,「各学校」という。)における特別支援教育の対象は、特別支援学級はもとより、通常の学級を含む、全ての教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒(以下「児童等」という。)に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものであり、その教育的ニーズを踏まえ、校内委員会等により「障害による学習上又は生活上の困難がある」と判断された児童等に対しては、必ずしも医師による障害の診断がなくとも個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成を含む適切な支援を行う必要がある。

発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果(勧告)に基づく対応について② (平成29年6月22日事務連絡)

2 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成対象者について

したがって、各学校において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成するに当たっては、医師の診断がある児童等のみを対象としたり、通常の学級の児童等については対象としない等、画一的な基準によって作成対象を限定するのではなく、個々の児童等の障害の特性や状態等を踏まえ、教育上の支援が必要な児童等に対して作成するよう努めること。

なお、今年3月に告示した幼稚園の新教育要領、小学校、中学校の新学習指導要領においては、障害のある幼児児童生徒について、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとされ、特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとされたところであること。

発達障害者支援に関する行政評価・監視の結果(勧告)に基づく対応について③ (平成29年6月22日事務連絡)

3 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の適切な引継ぎについて

今回の行政評価・監視の結果においては、支援内容などの児童等の情報が進学先等に対して口頭のみで 伝えられるなど、個別の教育支援計画や個別の指導計画が引継ぎに活用されていない例があり、特に、 中学校から高等学校、高等学校から大学等への引継ぎについては、引き継がれている割合が低い傾向に あること、また、その保存・管理の状況について、適切に保存・管理がなされていない例があるとの指 摘があったところである。

教育上特別の支援を必要とする児童等については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、当該児童等の支援内容や指導内容等を、家庭や地域、医療、福祉、保健、労働等の関係機関と共有したり、進学先の学校等へ引き継ぐために個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を促してきたところである。

<u>各学校においては、これらの計画を進学先等に適切に引き継ぐよう努めること。</u>

<u>その際には、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を丁寧に説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引継ぐ先や内容などの範囲を明確にした上で同意を得ておくこと。</u>

また、中学校から高等学校、高等学校から大学等への情報の引継ぎが円滑に進むよう、各都道府県教育委員会、各市町村教育委員会、各都道府県の私立学校所管部局、各国公私立大学など関係部局・機関における積極的な連携を図ること。

さらに、個別の教育支援計画や個別の指導計画については、記載された個人情報が漏洩したり、紛失したりすることのないよう、学校内における個人情報の管理の責任者である校長又は園長が適切に保存・管理すること。

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン(平成29年3月) ~ 発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために~

障害者権利条約の批准や学校教育法等の改正に伴い、全ての学校、全ての学級において障害のある児童等に対する特別支援教育を行うことが求められていることを踏まえ、校内委員会の運営、特別支援コーディネーターの活用、「個別の教育支援計画」の策定・活用など、教育委員会や学校等における教育支援体制の整備のための要点を示したもの。

内容構成

以下の5部構成とし、設置者、校長、教員等の役職等ごとに具体的な役割等を記載。

第1部 概論(導入編)

第2部 設置者用(都道府県・市町村教育委員会等)

第3部 学校用

〇 校長(園長を含む)用

〇 特別支援教育コーディネーター用

○ 通常の学級の担任・教科担任用

〇 通級担当教員,特別支援学級担任及び養護教諭用

第4部 専門家用

〇 巡回相談員用

〇 専門家チーム用

○ 特別支援学校用(センター的機能)

第5部 保護者用

旧ガイドラインからの主な変更点

本ガイドラインは、平成16年に公表した「小・中学校におけるLD,ADHD,高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を全面的に見直したもの。主な変更点は以下の通り。

(対象とする児童等の拡大)

• 対象を、発達障害のみならず、障害により教育上特別の支援を必要とする全ての児童等に拡大。

(対象とする学校の拡大)

- 対象とする学校に、幼稚園及び高等学校等も加え、幼稚園から小学校、中学校から高等学校など、個別の教育支援計画等を活用した学校間での情報共有(引継ぎ)の留意事項を追記。
- 特別支援学校のセンター的機能の活用やその際の留意事項等を追記。

(対象とする教職員の拡大)

児童等の健康状態を把握する養護教諭に求められる役割等(学校医や医療機関との連携,健康診断や保健指導における配慮など)を追記。通常の学級の担任・教科担任や特別支援教育コーディネーター、通級による指導担当者、特別支援学級担任等の記載も充実。

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン(平成29年3月) ~ 発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために~

第3部 学校用 高等学校等から大学又は企業等の進路先への適切な引継ぎ

教育上特別の支援を必要とする生徒が、進学先や就職先でも適切な支援を受けながら、就学・就業することができるようにするためには、高等学校等は、大学又は企業等に対し、個別の教育支援計画等を活用するなどして、個々の生徒が必要とする支援に関する情報をしっかりと伝えることが効果的です。

校長は、進路指導主事、就労支援コーディネーター等とともに、大学や企業等において受けることができる支援等に関する情報を整理し、教員が進路指導を行うに当たり、これらの情報を適切に伝え、将来の自立と社会参加に向けた観点からの指導・助言を行いつつ、進路指導に取り組むことが重要です。

また、教育上特別の支援を必要とする生徒の就労については、特別支援学校高等部が蓄積してきた知見及び企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関とのネットワークを活用することも有効です。

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン(平成29年3月) ~ 発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために~

第5部 保護者用 (抜粋)

◇学校と家庭での様子を共有

学校と保護者が協働して子供を育てていくために必要なことは、日常的に学校と家庭で連絡し合い、情報を交換することです。保護者と学校が一緒に子供についての理解を深めていける関係を作ることが大切です。

保護者は、基本的には、子供が在籍する学級担任と連絡を取り合うことになります。 学級担任との間に信頼関係を築くことはとても重要であり、日常的にお互いの立場を理解し合い、子供のためによいと思われる方法を共に考えるようにします。

また学校には、特別支援教育コーディネーターという特別支援教育の相談窓口の役割を担っている教員がいます。学級担任に相談することが難しい場合は、特別支援教育コーディネーターに相談することもできますので、積極的に活用してください。

◇個別の教育支援計画の作成

学校側と保護者側の教育的ニーズを整理した上で、その他の関係機関ともニーズや連携内容を整理する ことで、一貫した支援を行うことができます。

そのために活用されるのが「個別の教育支援計画」です。

個別の教育支援計画は、学習面や行動面において困難を抱えている子供の一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、<u>長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として、学校側が作成します。</u>

学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であり、その際、家庭や医療、保健、福祉、労働等の関係機関の連携が必要です。そのため、作成に当たっては、保護者の参画が求められています。

◇個別の教育支援計画に基づく学校との協働

個別の教育支援計画を作成したら、計画に基づき、家庭と学校側とが協働して子供への支援を行っていきます。

保護者からは、放課後等の活動や家庭での様子(学校外の時間)について学校に積極的に伝えてください。

なお、学校側が子供の成長状況等を踏まえて、計画を定期的に見直す機会がありますので、その際にも協働して見直すことが重要です。

高等学校等における障害に応じた通級による指導の制度化の概要

- <u>中学校において通級による指導を受けている生徒数は年々増加</u>(H5:296人→H29:11,950人(40倍))しているが、障害のある生徒の中学校卒業後の進路は、主として高等学校又は特別支援学校高等部となっている。
- 障害者権利条約等の理念を踏まえ、高等学校においても適切に特別支援教育が実施されるよう、多様な学びの場の整備が求められている。
- このような状況を踏まえ、<u>小・中学校等からの学びの連続性を一層確保しつつ、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する観点から、平成30年度より、高等学校においても、いわゆる「通級による指導」</u>(大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態)を実施できることとした。

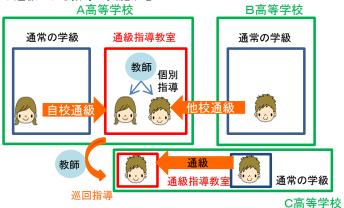
制度の概要

※省令等の改正 公布: H28.12.9 施行: H30.4.1

①省令(学校教育法施行規則)の改正

- ・<u>高等学校で</u>障害に応じた特別の指導を行う必要がある者 (※1) を教育する場合、特別の教育課程によることができる。
 - (※1)言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、 病弱及び身体虚弱(小・中学校と同様)

●通級による指導の実施形態



②告示の改正

- ・障害に応じた特別の指導を<u>高等学校の教育課程に加え、又は選択</u> 教科・科目の一部に替えることができる。
- ・障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、<u>年間7単位</u>(※2)<u>を超えない範囲で卒業認定単位に含める</u>ことができる。 (※2)中学校の時数と同程度



文部科学省の取組

- ◆教職員定数については、平成30年3月に高校標準法施行令を改正し、<u>公立高等学校における障害に応じた特別の指導(通級による指導)のための加配定数措置</u>を可能とした(平成30年度:113人分の経費を地方財政措置)。
- ◆発達障害に関する通級による指導の担当教師に対する研修体制や必要な指導方法に関する調査研究を実施。
- ◆(独) 国立特別支援教育総合研究所において、各都道府県等の指導的立場にある教職員等を対象とした研修を実施。

発達障害について ~障害の概念図~

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れ を伴うことも あります

自閉症

広汎性発達障害

アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用(言語発達に比べて)

★ それぞれの障害の特性

注意欠陥多動性障害 AD/HD

- 不注意(集中できない)
- 多動・多弁(じっとしていられない)
- 衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)

学習障害 LD

● 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、 全体的な知的発達に比べて極端に苦手

※このほか、トゥレット症候群や吃音(症)なども 発達障害に含まれます。

政府広報オンライン「発達障害って、なんだろう?」より

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実 平成30年度予算額 24億円 (平成29年度予算額 22億円)

(切れ目ない支援体制整備充実事業)

〇切れ目ない支援体制整備充実事業 1.600百万円(1.452百万円) [補助率1/3](拡充)

- ◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備 30地域⇒60地域(+30地域)
- 特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備を促すため教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が 連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。

59百万円(45百万円)(拡充)

280百万円(280百万円)

平成28年度の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ、自治体の切れ目ない支援体制整備に向けた取組に対して経費の一部を補助。

◆特別支援教育専門家等配置(拡充) 医療的ケアのための看護師 1,200人⇒1,500人(+300人) 等

(医療的ケアに係る支援)

学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る。 (発達障害に係る支援)

◆発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のため通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築

し必要な指導方法の調査研究等を行う。 ◆【新規】発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業

- 〇特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 86百万円(47百万円)(拡充) 特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。
- ◆特別支援教育に関する教員等の養成講習及び資質向上研修等の実施 等
- ◆【新規】教職員の専門性向上等に向けた幼児期から高等学校段階末で一貫した地域支援事業(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数)
- (学習指導要領等の改訂)

図るための実践研究等を行う。

(教職員の専門性向上)

○学習指導要領等の改訂及び学習・指導方法の改善・充実 104百万円(72百万円)(拡充)

学習指導要領の解説書や教科書等の作成、周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂の方向性を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実を

(心のバリアフリー)

〇学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業 86百万円(85百万円)(拡充)

教育委員会が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置 づける等、障害者理解の一層の推進を図る。

(上記以外の施策:就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

○学校における医療的ケア実施体制構築事業

〇発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

〇特別支援教育就学奨励費負担等 11.567百万円(12.209百万円)[補助率1/2] 特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等に必要な経費を援助する。

〇特別支援教育の充実の観点から、**通級による指導担当教員の基礎定数化**による教職員定数の改善を着実に実施

○学校施設整備(特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化) [補助率1/3等]



切れ目ない支援体制整備充実事業

平成30年度予算額 1,600百万円(平成29年度予算額 1,452百万円)

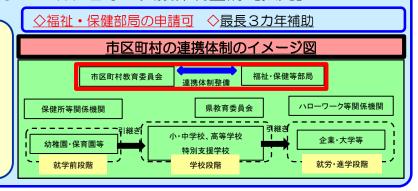
平成28年4月からの障害者差別解消法の施行、平成28年8月からの発達障害者支援法の改正等を踏まえ、切れ目ない支援体制整備に向けた取組として、自治体等が、<u>I.特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備、II.特別支援教育専門家等配置 III.特別支援教育の体制整備の推進をする場合に要する経費の一部を補助する。</u>

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備【拡充】

事業の趣旨・内容

(30地域→60地域)

- ◇就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の構築
- ◇<u>教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関が連携した体制を整備</u> し支援する仕組の整備
- ◇各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、<u>就学前段階から就労段階にわたり</u>、各学校等で個別の支援情報に関する<u>「個別の教育支援計画」等を作成</u>し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組の整備
- ◇上記取組における普及啓発



Ⅱ 特別支援教育専門家等配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】(1,200→1,500人)

・学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。

② 連携支援コーディネーター(269人)

(早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮に関するコーディネーター)

- ・【早期支援】自治体が行う早期からの教育相談・支援に資す ・【就労支援】特別支援学校高等部、高等学校において、ハローるため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整、情報収集 ワーク等と連携して、障害のある生徒の就労先、就業体験先の開等を行い、特別な支援が必要となる可能性のある子供の円滑 拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行な就学先決定の支援を行う。(特別支援学校への配置可) に 障害のある生徒の自立・社会参加を支援する。
- ③ 外部専門家(348人)(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)
- ・特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以 外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。

Ⅲ 特別支援教育体制整備の推進

①特別支援連携協議会

・医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。

②研修

- ・管理職(校長等)や各学校を支援する 指導主事を対象とした 学校全体としての専門性を確保するための研修。担当教員とし ての専門性の向上のための研修。
- ◇補助対象者 都道府県•市区町村

学校法人 (私立特別支援学校等 H30からIIのみ対象)

◇補助率:1/3

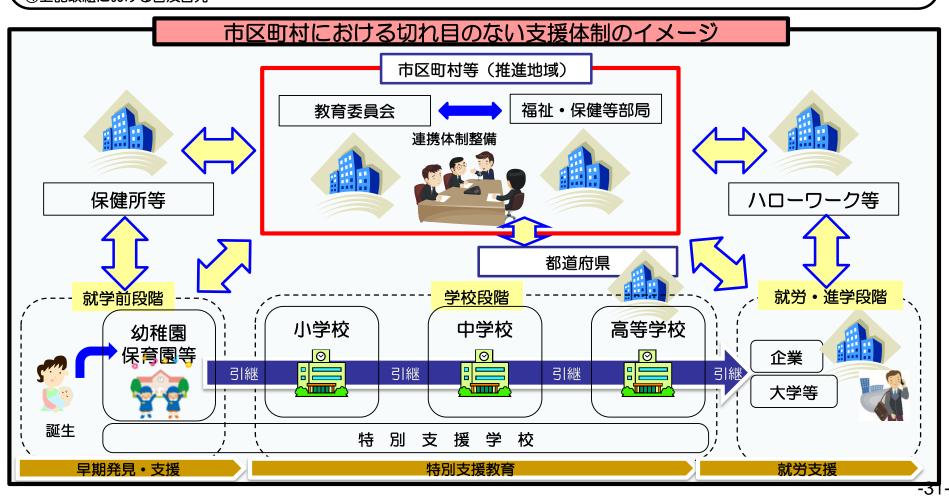
-30-

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備 平成30年度予算額 1,600百万円の内数(平成29年度予算額 1,452百万円の内数)

障害のある子供への支援体制の構築

- ①就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の構築
- ②教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関が連携した体制を整備し支援 する仕組の整備
- ③各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、就学前段階から就労 段階にわたり、各学校等で個別の支援情報に関する「個別の教育支援計画」等を作成 し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で、 その内容が適切に引き継がれる仕組の整備
- ④上記取組における普及啓発

- ■対象経費の例(補助率1/3)
- ・ 個別の教育支援計画等の作成・ 導
- 入•運用費
- ・ 連携支援員の雇用費
- ガイドブックの作成費
- 特別支援教育の専門家の配置経費
- 普及啓発活動費等



発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

①発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業 平成30年度予算額 267百万円(平成29年度予算額 201百万円)

背 景

- ① 校長を始めとし、全ての教職員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求めら れ、校長のリーダーシップの下、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営が重要となる。
- !②また. 発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍 しているため必須であり、教科毎に、学習上つまずくポイントを意識した指導方法が求められる。
- ③ 特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内 の他の教員に与える影響も極めて大きく、特に、発達障害に関する通級による指導については、9割以上 の教員が効果があると認識(平成26年3月国立特別支援教育総合研究所調査)。そのため、発達障害のある 児童生徒に対するより良い指導に向け、通級による指導担当教員等の専門性の更なる充実に向けた取組が 求められている。



- ① 特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業
- ・小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制 充実のための組織強化を図るため、学校経営を行うために必要なノウハウ及び効果的な運営の在り 方について、大学教授等の専門家を活用し、調査研究を行う。

20箇所(学校経営スーパーバイザーの配置)

(事業内容) 特別支援教育の体制充実に向け、特別支援教育の視点を踏まえた、

- 〇発達障害の可能性のある児童生徒を包括する学校経営に関する研究(合理的配慮の提供、発達障害 の可能性のある児童生徒をとりまくいじめ防止対策等の学校課題に対する学校体制整備の在り方)
- ○学校組織における特別支援教育コーディネーターの機能強化を図るための研究 など

学校教育指針 の策定

担任

特別支援教育コーティネータの

学級経営計画 の策定

との連携強化

関係機関

スーパーバイザー

【大学教授等専門家

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業 128百万円

・通常の学級において発達障害の可能性のある児童生徒が、教科毎に学習上つまずくポイントを明らかにし、効果的な教科指 導の方向性の在り方等について調査研究を行う。また、今後、教員養成段階から発達障害の視点を踏まえた教授内容の知識習 得に必要な、学習上つまずくポイントに対する教授方法の開発を行う。

23箇所(教科教育スーパーバイザー等 約23人配置)

49百万円

(事業内容)〇学習上のつまずきなど、特定の困難を示す児童生徒に対する指導方法の研究

○学習上のつまずきなどに対する指導の方向性の在り方及び教員養成課程における教授方法の開発 など おけるつまずくポイント

各教科指導に

整理・指導の 教員養成等 による活用

- 発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 60百万円
- ・教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員等に対する研修体制を構築するとともに、必要 な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。また、平成30年度から高等学校における通級に よる指導の制度化に対応するため、従来の小・中学校だけでなく、高等学校における研究を行う。 17地域 (事業内容) 通常学級
 - ○通級による指導開始時における支援終了目標の設定及び評価手法の研究

 - 〇教育委員会における通級による指導担当教員の研修体制の整備 〇通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究 など



発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

①発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業

背景

- ①発達障害者支援法が平成17年4月1日に施行され10年が経過、平成28年8月に発達障害者支援法の一部を改正する法律が施行され、教育に関する改正としては、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられる配慮することを規定している。
- ②この間、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行され、合理的配慮を行うことが義務化されている。

④ 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業

30百万円(10地域)【新規】

委託先:都道府県・市町村教育委員会、附属学校のある国立大学法人 等

(趣旨) 発達障害のある児童生徒は、例えば、感覚面、行動面、認知面、対人面等(複数有する場合を含む。)において支障をきたしたり、過度に反応するなどの症状(状況)がある。

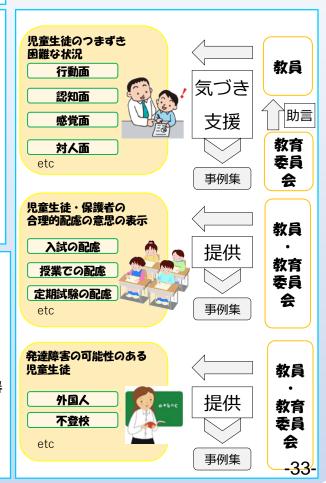
他方、その症状は児童生徒一人ひとり異なることから、認識や理解が難しく、十分な支援が受けられずに学習活動や集団活動等で、学校生活に支障をきたす場合がある。

また、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針において、不当な差別の取扱いや合理的配慮の具体例を例示列挙しているところであるが、合理的配慮の好事例や相談事例について事例の蓄積と共有が十分ではない。

こうした状況に対応するため、学校において児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方について研究事業を行う。

(事業内容)

- 〇児童生徒のつまずきや困難な状況を教員が気づくための理解啓発とその合理的配慮に関する研究 児童生徒本人と教員の双方が困難な状況に気づきにくい感覚面に対する気づきのための理解啓発 等
- 〇児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の意思の表明に対する学校・教育委員会の教職員の合理 的配慮の提供に関する研究
 - ※入学試験において、本人・保護者の希望、障害の状態等を踏まえた合理的配慮の研究
 - ※合理的配慮を提供した際の学習評価の実践(例えば授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用の許可) 等
- ○発達障害の可能性のある外国人の児童生徒や十分な支援が受けられず不登校により学校生活に支 障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮の提供に関する研究 等



発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

②発達障害の可能性のある児童生徒等に対する連携支援事業 平成30年度予算額 10百万円(76百万円)

放課後等福祉連携支援事業 10百万円 (4 地域)

委託先:都道府県・指定都市・市町村教育委員会

冒

小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、 学校と放課後等のデイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法について調査研究を行う。

事業内容

委託を受けた教育委員会は、「福祉連携校」を指定し、以下の取組を実施する。

福祉連携校と放課後等福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築

福祉連携校

放課後等福祉機関

【取組例】

- | 年間を通じて両者との間で交わすべき情報の整理(年間計画、行事予定、対象となる児童生徒の下校時刻、引継ぎの項目等)
- | 下校時のトラブルや児童生徒の病気・事故の際の連絡調整体制の構築(保護者も含めた緊急連絡体制や対応マニュアル等の作成)
- ▶放課後等デイサービス計画等との連携や個人情報等に配慮した、個別の教育支援計画の様式、項目等の検討・作成
- 2 保護者の同意を得つつ、福祉機関との連携内容を発展させるための手法の研究

【取組例】

- 福祉連携校における支援内容(言葉かけの方法、パニック時の対応等)や、放課後等福祉機関における児童生徒の活動の状況、 発達の状況や課題について、福祉連携校、放課後等福祉機関、保護者との共通理解を図るための手法
- 日々の連携内容に関する個別の教育支援計画における記録及び内容の精査
- 保護者も含めたケース会議の実施及びそれを踏まえた福祉連携校での支援内容や、<u>放課後等デイサービス計画の支援目標の見直し</u>
- ※福祉連携校…小学校、中学校、中等教育学校、高等学校の中から、放課後福祉機関に通っている児童生徒が在籍する学校として、教育委員会が指定する学校。 ※放課後等福祉機関…放課後等デイサービス(児童福祉法第6条の2の2第4項)を行う指定放課後等デイサービス事業又は市町村が実施する放課後児童健全育成事業(児童福祉法第6条の 3 第2 項) において、障害のある児童生徒の受け入れを積極的に行っている実施先。

実施方法

教育福祉連携研究地域運営協議会の設置

教育委員会は福祉連携校の関係者、福祉部局関係者(※)、有識者等から組織される協議会を 設置し、長期計画の策定や、情報整理、計画見直し等を実施する。

放課後等福祉連携調整員の配置

※福祉部局関係者は必須とする。

教育委員会は、下記の役割を担う調整員を配置する。

- ▶「福祉連携校」と「放課後等福祉機関」における日々の定期的な情報共有 💮 保護者を含めた意見交換の場の設定

- 放課後等福祉機関の支援状況を把握
- ■福祉連携校における教員に対する支援・アドバイス

※「児童福祉法に基づく障害児通所支援を行っている専門施設の勤務経験を有する者」や、「発達障害のある児童生徒の生活能力の向上のために必要な訓練、社会 との交流の促進に関する専門的な知識のある者」が望ましい。 -34-



家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告 ~障害のある子と家族をもっと元気に~ 概要

プロジェクト構成員:文部科学副大臣 丹羽 秀樹、厚生労働副大臣 高木 美智代 他

期間: 平成29年12月14日~平成30年3月31日



学校と放課後等デイサービス事業所におい て、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡 先などが共有されていないため、円滑なコ ミュニケーションが図れておらず連携できて いない。

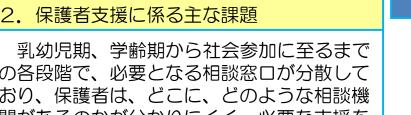
の各段階で、必要となる相談窓口が分散して おり、保護者は、どこに、どのような相談機 関があるのかが分かりにくく、必要な支援を 十分に受けられない。

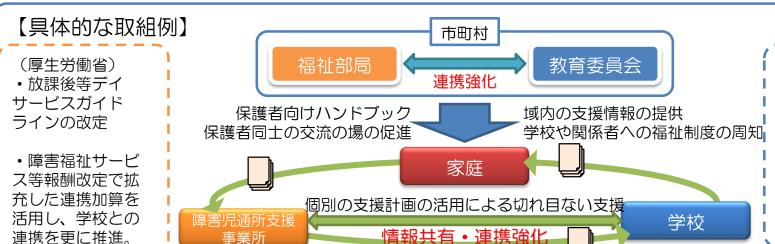
1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援 事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉 制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援





後

 \mathcal{O}

対

灬

策

(文部科学省)

自治体への支援

障害のある子ども

• 個別の支援計画を 活用し、切れ目ない 支援体制を整備する

保護者や関係機関 と連携した計画の作

成について省令に新 たに規定

-35-

特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況

- 就職者の割合30.1%、施設・医療機関の割合62.2%。
- ・福祉、労働等関係機関との連携を図り、キャリア教育・就労支援を充実することが必要。

(平成29年3月卒業者)

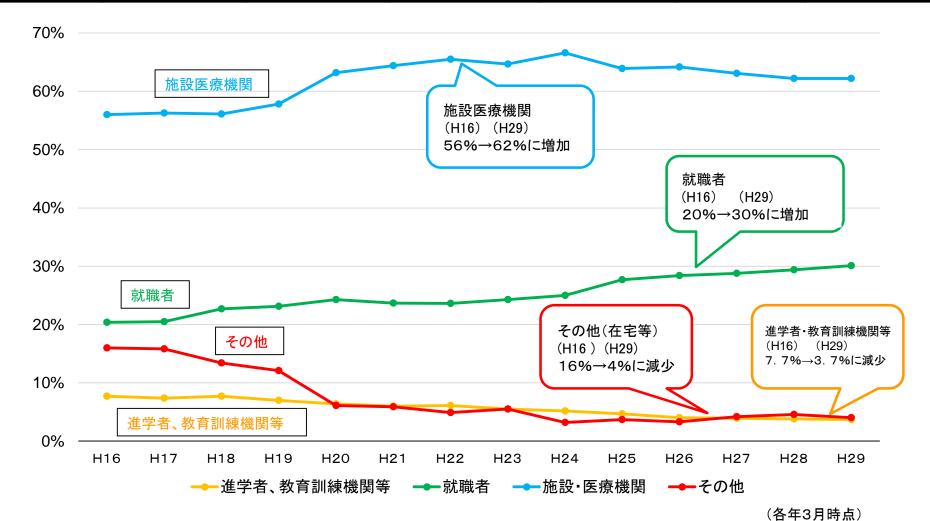
区分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設•医療機関	その他
	Д	人	Α.	人	٨	J
	21,292	396	381	6,411	13,253	851
		(1.9%)	(1.8%)	(30.1%)	(62.2%)	(4.0%)
視覚障害	277	92 (33.2%)	10 (3.6%)	32 (11.6%)	119 (43.0%)	24 (8.7%)
聴覚障害	451	162 (35.9%)	20 (4.4%)	195 (43.2%)	60 (13.3%)	14 (3.1%)
知的障害	18,321	66 (0.4%)	276 (1.5%)	6,029 (32.9%)	11,262 (61.5%)	688 (3.8%)
肢体不自由	1,856	57 (3.1%)	42 (2.3%)	94 (5.1%)	1,574 (84.8%)	89 (4.8%)
病弱•身体虚弱	387	19 (4.9%)	33 (8.5%)	61 (15.8%)	238 (61.5%)	36 (9.3%)

※四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にはならない。

特別支援教育特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況

平成29年3月卒業者

区 分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設•医療機関	その他
= ⊥	21,292人	396人	381人	6,411人	13,253人	851人
計		(1.9%)	(1.8%)	(30.1%)	(62.2%)	(4.0%)



事務連絡により都道府県教育委員会等へ周知

【事務連絡抜粋】

- ◎就労移行支援事業所において、<u>通所利用が困難な利用者に対する在宅での就労支援を可能とする</u>ため、「5(3)在宅において利用する場合の支援について」により、 就労移行支援事業所が在宅において就労移行支援を行った場合にも、障害福祉サービスの報酬の対象となるよう改正が行われたところですので、<u>所管の特別支援学校等</u> (高等学校及び中等教育学校の後期課程を含む)に周知いただきますようお願いします。
- ◎なお、就労移行支援事業を利用者が在宅で円滑に利用できるようにするためのポイントを整理した「在宅における就労移行支援事業ハンドブック」が下記のURL に掲載されておりますのでお知らせいたします。
- 都道府県教育委員会におかれましては、域内の特別支援学校等を置く市町村に対し 周知いただきますようお願いします。
- ◎厚生労働省ホームページ

(政策について→分野別の政策一覧:障害者福祉→施策情報:障害福祉サービス等→8. 障害者の就労支援)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisha hukushi/service/shurou.html

特別支援教育に関わる最近の動向

障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について

(平成25年3月29日 初等中等教育局長通知)

※平成29年4月3日に一部改正、平成29年5月9日事務連絡により都道府県教育委員会等へ周知

障害者の雇用に関する労働関係機関と教育、福祉、医療等関係機関の連携について、都道府県労働局や公共職業安定所等において特別支援学校等との連携を一層強化するよう、厚生労働省職業安定局長より通達を発出。

文部科学省では、教育委員会等に対し、本件通達の周知と、労働関係機関との一層の連携の下に、障害のある生徒の就労に向けた職業教育、進路指導等の充実が図られるよう通知。

<厚生労働省職業安定局長通達(H25.3.29)概要>

「福祉」「教育」「医療」から「雇用」への流れをより一層促進するため、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等の地域で障害者の就労支援を行う機関、特別支援学校、企業や医療機関等、地域全体で障害者の雇用を支えるため、都道府県労働局や安定所が中心となって、地域センターと連携を図りつつ、次の取組に重点を置いて実施。

- ※本通達については平成29年4月3日に一部改正が行われた。主な改正内容としては、①企業と地域内の就労移行支援事業所等との面談会等や就労移行支援事業所等による情報発信への支援を行う<u>「企業と福祉分野の連携促進事業」を新たに実施</u>すること、②<u>チーム支援事業</u>に関する記載を<u>見直すこと、③地域における切れ目のない支援体制の構築に係る文部科学省による予算事業実施</u>を踏まえること及び<u>特別支援学校中学部段階における支援に関する連携</u>を図ることとなっている。
- 1. 就労支援セミナーの実施等による企業理解の促進や職場実習の推進
 - ① 就労支援セミナー、事業所見学会、障害者就労アドバイザーによる助言等による障害者やその保護者、就労支援機関、相談支援事業所等、特別支援学校、医療機関等のほか、発達障害者(発達障害の疑いのある者を含む。)等への就職支援に課題を抱えている高等学校、大学(大学院及び短期大学を含む。)、高等専門学校及び専修学校の教職員に対する企業理解や就職支援に関する理解の促進(企業就労理解促進事業)
 - ② 障害者やその保護者、就労支援機関、<u>特別支援学校</u>、医療機関等と企業の不安を解消し、相互理解を促進するため、障害者が企業において就労体験を行う職場実習の推進
- 2. 企業が障害者を継続して雇用するための支援の実施
 - ① 雇入れから定着過程の段階においては、安定所が中心となって関係機関と連携し、<u>就職の準備段階から職場定着までの一</u>連の支援(チーム支援)
 - ② 職場定着後の段階においては、障害者就業・生活支援センターが中心となって、安定所や関係機関等による適切な役割分担の下、継続した職場定着の支援
- 3. ネットワークの構築・強化
 - ① <u>自立支援協議会等へ積極的に参画</u>するとともに、地方自治体と連携して、<u>障害者就業・生活支援センターや地域の特例子</u> 会社及び重度障害者多数雇用事業所、事業主団体の参画も勧奨
 - ② <u>地域センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、医療機関等、関係機関等との連携の強化</u>

障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について

(平成25年3月29日 厚生労働省職業安定局長通達 *文部科学省において都道府県教育委員会等に周知)〔最終改正:平成30年4月2日〕

障害者の雇用に関する労働関係機関と教育、福祉、医療等関係機関の連携について、都道府県労働局や公共職業安定所等において、①就労支援セミナーの実施等による企業理解の促進や職場実習の推進、②企業が障害者を継続して雇用するための支援の実施、 ③ネットワークの構築・教科の取組に重点を置いて実施し、学校等との連携を一層強化するよう、厚生労働省より通達を発出。

第4 ネットワークの構築・強化

※通知抜粋。赤字は平成30年4月2日改正で追加した内容。

2 (6) 学校等

ア 特別支援学校及び高等学校等との連携

(略) 安定所においては、今後とも生徒の就労支援に関わる進路指導担当教員や就労支援コーディネーターなどとの連携を一層強化し、障害者雇用に積極的に取り組む企業に関する情報や実習の受け入れが可能な企業に関する情報の共有などを図ること。また、障害のある者は特別支援学校のほか高等学校及び大学等にも在籍していることから、高等学校及び大学等とも連携すること。特に発達障害者については、「教育」から「雇用」への移行の過程で問題が顕在化する場合も少なくないことから、高等学校及び大学等と連携した就職支援に努めること。

さらに、平成30年度から、高等学校等において、いわゆる通級による指導(大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした特別の指導を受ける指導形態)を実施できることとなった。通級による指導を受ける生徒やその保護者においては、当該指導を受けることによって、採用に当たり不利益な取扱いがされないか不安を感じる場合があるため、採用に当たり不利益な取扱いがされないよう、教育委員会や通級による指導を行っている高等学校等と連携し、通級による指導の趣旨や内容について、障害者雇用等を進める企業等の理解を深める取組を行うこと。

イ「個別の教育支援計画」の作成等における連携

(略)特に、<u>就職を希望する生徒の就職支援については、個別の教育支援計画の作成段階から、安定所をはじめ、地域センター、障害者就業・生活支援センター等と一緒に当該チームへの参加・協力を行うとともに、第2及び第3に掲げる取組や支援等を計画的に進めていくことが効果的であることから、安定所は、こうした具体的な連携の在り方について特別支援学校又は高等学校等に働きかける等、地域の関係機関を含めた支援体制の構築に努めること。</u>

- ウ 広域特別支援連携協議会等への積極的な参画
- オ 特別支援学校中学部段階における支援に関する連携
- エ 特別支援学校の生徒に対する効果的な支援
- カ 大学等との連携

特別支援教育に関わる最近の動向

就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について

(平成29年4月25日 文部科学省特別支援教育課、厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡)

<u>就労継続支援B型</u>は、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難となった者など雇用契約に基づく就労が困難である者に対するサービス。特別支援学校等在学者が卒業後すぐに利用する場合には、<u>就労移行支援事業者等のアセスメント</u>により、<u>就労面に係る課題等の把握</u>が行われている者を対象としている(就労アセスメントは、就労継続支援B型の利用の適否を判断するものではない)。今回、就労継続支援B型の利用に係るアセスメントの取扱いの見直しを行ったが、その主な内容は以下のとおり。

- ○<u>実効性のあるアセスメント</u>が行われるよう、<u>就労移行支援事業者等と特別支援学校等が十分に連携</u>し、その趣旨を踏まえて、卒業年次よりも前の年次も含め適切な時期に計画的に実施することを推進すること。
- 〇自治体設置の障害者就労支援センター等、<u>自治体が認める就労支援機関</u>において、就労アセスメントが行える体制が整っている場合は、<u>就労アセスメント実施機関とすることができること</u>。
- 〇平成29年度から、特別支援学校等の高等部等の在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、特別支援学校等から本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、<u>就労</u>アセスメントを受けたと見なすことができること。

(参考:留意事項)

- 1 就労アセスメントを実施する場合、特別支援学校等においては、本人、保護者への同意を得た上で、特別支援学校等における個別の教育支援計画等や個々の特性や配慮が必要な事項等について、就労アセスメント実施機関や相談支援事業所等に対する情報提供を行うこと。
- 2 就労アセスメントについては、学校の教育課程の中に位置づけられる場合には、同一の活動を授業及び就労アセスメントの双方として実施することも可能。また、夏季休業中に就労アセスメントの実施希望が集中し、就労移行支援事業者等が受け入れ困難となることもあることから、各自治体と教育委員会、特別支援学校等が連携を図り、就労アセスメント実施機関との事前の調整並びに連携体制及び実施体制の構築をすること。
- 3 特別支援学校卒業後、就労系サービスを利用する場合には、卒業次に特別支援学校等から就労系サービス事業 所等に対して、特別支援学校等における個別の教育支援計画等の支援に必要となる情報の引継ぎを確実に実施す ること。

特別支援教育に関わる最近の動向

いじめ対策のこれまでの経緯といじめの防止等のための基本的な方針の改定について (平成29年3月16日 初等中等教育局長、生涯学習政策局長、高等教育局長 通知)

経緯

- ◆ 平成24年7月、滋賀県大津市の自殺事案について、報道がある
- ◆ 平成25年2月、教育再生実行会議第1次提言
 - →「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や 体制を整備する法律の制定が必要」
- ◆ いじめ防止対策推進法の成立(平成25年6月21日)
 - →6月28日公布、9月28日施行
- ◆ いじめの防止等のための基本的な方針の策定(10月11日)
 - →同日、各都道府県教育委員会等へ通知を発出し周知。
- ◆ 平成29年3月、いじめの防止等のための基本的な方針の改定 重大事態の調査に関するガイドラインの策定
 - ※いじめ防止対策推進法の施行3年後の見直し規定を踏まえた対応

¦○ いじめ防止対策推進法 ¦ (平成25年法律第71号)(抄)

附則

(検討)

第2条 いじめの防止等のため の対策については、この法律 の施行後三年を目途として、 この法律の施行状況等を勘案 し、検討が加えられ、必要が あると認められるときは、そ の結果に基づいて必要な措置 が講ぜられるものとする。

2 (略)

< 障害のある児童生徒に関する記述の充実について>

【平成25年10月11日 文部科学大臣決定】

○ また、障害(発達障害を含む)について、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導に当たる 必要がある。

【平成29年3月14日 最終改定】

○ 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、<u>教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深める</u>とともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、<u>当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要</u>である。

●特別支援教育に関わる最近の動向

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要①

目 的

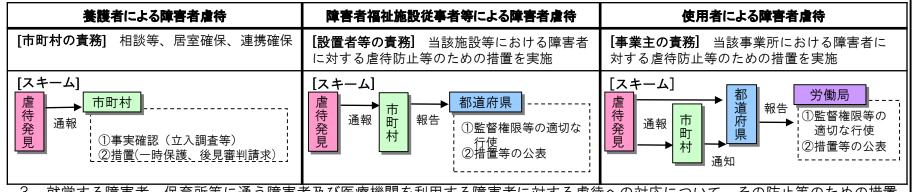
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

※障害者虐待の類型

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置 の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利 擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 平成24年10月1日から施行する。
- ※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。
- ※ 文部科学省HPの児童虐待のページにある研修教材「児童虐待防止と学校」に障害者虐待のコンテンツも追加したので参照ありたい。-43-

教育関係条文

(障害者虐待の早期発見等)

- 第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、 障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の 早期発見に努めなければならない。
- 2 障害者福祉施設、<u>学校</u>、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに 障害者福祉施設従事者等、<u>学校の教職員</u>、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福 祉に職務上関係のある者及び使用者<u>は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障</u> 害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並び に障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければ ならない。

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

学校長の責務

第二十九条 <u>学校</u>(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)<u>の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</u>

特別支援教育

平成30年 夏 第70号

発行日:年4回刊行 3-6-9-12月

価格:定価734円(税込み)

文部科学省特別支援教育課編集の特別支援教育の総合情報誌

関係者必携

合情報誌 □ 障害の状態などに応じた指導内容や指導法の工夫

□ 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用 など

[特集2] 自立活動の指導の充実

□ 教師の協力体制と外部専門家等との連携協力

[特集1] 幼児教育段階における指導の充実

□ 知的障害のある児童生徒に対する自立活動の具体的な指導内容例と留意点

特別支援教育



特別支援教育への期待

「後来」

「後来」

「後来」

「日立活動の指導の充実

「日立活動の指導の充実

「日立活動の指導の充実

「日立活動の指導の表現

「日立活動の指導の表現

「日立活動の指導の表現

「日立活動の指導の表現

「日立活動の指導の表現

「日立活動の指導の表現

「日立活動の指導の表現

「日立活動の指導の表現

「日立活動の指導の表現

「日本語」

「日本語

「日



巻頭言「新学習指導要領等における特別支援教育への期待」 千葉大学 特任教授 **天笠 茂 氏**

- 〇新連載「心のバリアフリーを踏まえた教育活動」
- 〇子供をささえるネットワーク/研究最新情報/施策だより

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店 最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読もすることができます。
- ◆東洋館出版社 年間定期購読を受け付けております。 TEL03-3823-9206

http://www.toyokan.co.jp/search/g2797.html

◆インターネットからも購入することができます。



お知らせ

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

(主な刊行物)

季刊特別支援教育(年4回 3, 6, 9, 12月)

学習指導要領解説

教科書(視覚障害、聴覚障害、知的障害)及び指導書・解説

改訂第2版 通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のために-交流及び共同学習事例集-

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育推進センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

http://nc.nise.go.jp/

発達障害教育推進センター メールマガジン http://icedd_new.nise.go.jp/ http://nc.nise.go.jp/about_nise/mail_mag

是非御覧ください!

